

令和3(2021)年度栃木県戦略的PR業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和3(2021)年度栃木県戦略的PR業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

令和3(2021)年度栃木県戦略的PR業務

2 委託業務の目的

栃木県の地域活性化及び地域経済の維持・発展のためには、県産品の販路開拓、観光誘客、移住定住の促進が必要であり、本県では、その方策の一つとして栃木県のブランド力向上に取り組んできた。

しかしながら、当該取組の成果指標とした民間調査会社の発表する「地域ブランド調査」の2020年魅力度順位では、調査開始以来初の最下位という結果となり、県の取組そのものの成果を問われる状況に陥った。この結果は世の中の注目を集め、マスメディアでの栃木県の露出が増えるなど、思わぬ効果も生んだ。

そこで、本業務は、全国的に注目度の高まったこの状況を好機とするため、本県の魅力的な観光地や県産品が「栃木県」と結びついていないことが魅力度最下位となった原因であるという仮説に立ち、栃木県の魅力ある地域資源の認知向上を図り、栃木県が優れた価値を提供していると広く認識させることを目的として実施する。

具体的には、東京圏等で放映されるテレビ番組での露出獲得や各種メディアに記事として取り上げてもらうための活動等を戦略的に実施し、メディアでの本県情報の露出獲得を図り、本県のブランド力向上に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年(2022)年3月31日(木)まで

4 委託業務内容

(1) PR計画の策定

甲が実施する事業や栃木県の地域資源等の広報素材について、トレンドや季節性等、PRの観点から整理し、年間を通じたPR計画を策定すること。

- ・PR計画においては、3億5千万円を下限とした広告換算額目標を設定すること。
- ・委託期間中の社会情勢の変化等を踏まえ、甲と協議の上、適宜PR計画の見直しを行うこと。

(2) プレスリリースの作成

(1)のPR計画に基づき、首都圏のメディアでの露出獲得を狙った報道価値の高いプレスリリースを作成・配信すること

- ・リリースの配信本数は年間5本程度を基本とするが、甲と協議の上柔軟に対応すること。
- ・リリースの作成に当たっては、メディアに取り上げられやすい切り口や見栄えを重視すること。
- ・リリースの内容に適したメディアを選定し、配信リストを作成すること。
- ・作成内容、配信時期等については、甲と協議の上決定すること。

(3) プレスリリースの効果測定

プレスリリースによりメディアに取り上げられた状況について報告を行うこと。

- ・番組放送や記事掲載等の状況をクリッピングすること。
- ・クリッピングした成果について、広告換算額の算出・その他の方法による効果測定を行うこと。

(4) メディアプロモート

委託期間を通じて、(1)のPR計画に基づき、首都圏を中心としたメディアにおける露出獲得（番組化、記事化）のための直接的な働きかけを行うこと。

- ・効果的なメディアの選定を行い、訪問や電話等によりメディアコンタクトを行うこと。
- ・働きかけにあたり、メディアに取り上げられやすい切り口や見栄えを重視した資料を作成すること。
- ・メディアからの問合せや取材依頼に対して、取材日時・場所等の調整や取材の立会い等を行うこと。
- ・具体的な方針や戦略・実施方法については乙からの提案を基本とするが、実施に当たっては、甲と協議した上で決定する。

(5) メディアタイアップ

(1)のPR計画に基づき、首都圏等のテレビ番組等とのタイアップ案を企画・提案し、甲と協議の上実施すること。

- ・企画の実施に係る費用は、委託金額のうち4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とすること。
- ・企画提案の内容は、旅行、グルメ等、本県の魅力発信に資するものとし、甲と協議の上決定するものとする。なお、少なくとも1回、4月～6月にかけて実施すること。

(6) メディアプロモート、メディアタイアップの効果測定

メディアプロモート、メディアタイアップにより番組放送や記事掲載等につながった状況等について、月1回以上定期的に報告すること。

- ・成果について、広告換算額の算出・その他の方法による効果測定を行うこと。
- ・メディアプロモートを行ったメディアの履歴、メディアの反応状況等をまとめ、メディアコンタクトレポートとして提出するとともに、方針等について甲とミーティングを実施すること。

5 実施報告書の提出

(1) 乙は、委託業務完了後、「実施報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

(2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

6 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

7 その他

(1) 業務の成果は、甲に帰属する。

(2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

(3) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により進めるものとする。